

外ぼう障害に係る障害等級の制定の経緯

- 1 外ぼう障害に係る障害等級の設定については、明治44年(1911年)に制定され、大正5年(1916年)に施行された工場法に遡る。同法施行令第7条には、障害扶助料について、次のとおり規定していた。

○工場法施行令(勅令第193号)(抄)

第7条 職工の負傷又は疾病治癒したる時に於て左の各号の一に該当する程度の身体障害を存するときは工業主は左に掲ぐる区別に依り扶助料を支給すべし

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 終身自用を辨ずること能はざるもの | 賃金170日分以上 |
| 2. 終身労務に服すること能はざるもの | 賃金150日分以上 |
| 3. 従来の労務に服すること能はざるもの、健康舊に服すること能わざるもの又は <u>女子の外</u>
<u>貌に醜痕を残したるもの</u> | 賃金100日分以上 |
| 4. 身体を傷害し舊に服すること能わざると雖引き続き従来の労務に服することを得るもの | 賃金 30日分以上 |

- 2 しかし、施行後等級の決定について統一を欠き、かつ、紛議が絶えなかったため、昭和2年(1927年)4月4日付け労発第15号通達により、障害区分の標準を定めるに至った。これが今日の障害区分の原型となった。その内容は以下のとおり。

○「工場法施行令第7条(鉱夫労役扶助規則第20条)の身体障害の程度に関する標準(昭和2年4月4日 労発第15号通達(抜粋))

第1 眼

11. 1眼の眼瞼を欠損したるもの・・・4号(上記1の「工場法施行令第7条第4号」の場合に該当)
(女子に存りては・・・3号)(上記1の「工場法施行令第7条第3号」の場合に該当)
12. 1眼又は両眼に睫毛禿を貽すもの・・・4号
(女子に存りては・・・3号)

第2 耳

5. 片側の耳殻の全部又は一部を欠損したるもの・・・4号
(女子に存りては・・・3号)

第3 鼻

3. 鼻の一部を欠損したるもの・・・4号
(女子に存りては・・・3号)

(中略)

第6 頭、顔及び軀幹

2. 頭、顔面又は頸部に醜痕を貽すもの・・・4号
(女子に存りては・・・3号)

- 3 その後、昭和6年（1931年）に労働者災害扶助法が制定されたことを契機として、上記2の通達を基礎とし、同法施行令別表として98種類の障害を1級から14級までの14等級に区分する「身体障害等級及び障害扶助料表」が昭和11年（1936年）に定められ、外ぼう障害についても、以下のとおり規定された。

○身体障害等級及び障害扶助料表（抄）

女子の外貌に著しき醜状を残すもの	・・・	7級
男子の外貌に著しき醜状を残すもの	・・・	12級
女子の外貌に醜状を残すもの	・・・	12級
男子の外貌に醜状を残すもの	・・・	14級

- 4 戦後、労働基準法の制定と併せて、災害補償の公正迅速な実施を確保するため、同時に労働者災害補償保険法（昭和22年（1947年）法律第50号）が制定され、両法の施行規則において、障害等級表が規定されたが、外ぼう障害の障害等級については、従前の等級設定が引き継がれ、現在に至っている。